

# NEWS RELEASE

## 国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

### 【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部  
(山本、藤原)  
(電話) 06-6949-6449
- ・神戸運輸監理部兵庫陸運部 監査部門  
(亀岡、鹿島)  
(電話) 078-453-1105

令和2年6月22日

## 乗務中に携帯電話を使用したバス事業者に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和2年6月22日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 事業者名及び営業所名

事業者名：阪急バス 株式会社 (法人番号：6120901019848)  
営業所名：伊丹営業所 (兵庫県伊丹市南町3丁目1番地3号)

#### 2. 立入監査の実施日

令和2年2月6日

#### 3. 監査の端緒

事業者より令和2年1月7日に下記の報告を受け、監査を実施。  
令和元年12月31日、13時50分頃、路線バスの回送中に運転者が携帯電話を操作していると伊丹営業所へ匿名の電話があり、当該運行状況を調査したところ、申告どおりに運転者が業務用携帯電話を使用していた。

#### 4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分年月日：令和2年6月22日

(2) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分  
【延べ10日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両4両）】

#### (3) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ・運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（再違反）】  
〔運転者に対する指導監督義務違反〕（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先  
青灯クラブ  
陸運記者会(ハイタク・トラック)